

人間文化研究機構における文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法に関する定め

平成18年3月6日  
機 構 長 裁 定

人間文化研究機構における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）第5条第2項に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

第1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、3及び4に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、人間文化研究機構がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- 1 当該文書又は図画（法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、2に規定するもの）の閲覧
- 2 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 3 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- 4 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

第2 第1に掲げる方法により開示を行うことができない場合には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）第4条第2項に基づく文書又は図画の開示の実施の方法として人間文化研究機構が定める開示の実施の方法に準じた方法により開示を行う。

附 則

この定めは、平成18年4月1日から施行する。